



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

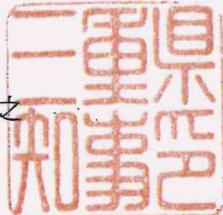
住 所 名古屋市南区豊四丁目13番7号

氏 名 株式会社富士石油商会

代表取締役 高木 宏教

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許 可 の 年 月 日 令和5年7月26日

許可の有効年月日 令和10年6月29日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害汚泥(有機燐化合物、ジン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、引火性廃油、特定有害廃酸(有機燐化合物、六価鉄化合物、ジン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、腐食性廃酸、特定有害廃アルカリ(有機燐化合物、六価鉄化合物、ジン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ 以上68種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年6月30日	新規許可	平成25年9月11日	更新許可
平成10年6月30日	更新許可	平成30年8月9日	更新許可
平成15年6月30日	更新許可	令和4年7月4日	変更許可
平成20年6月30日	更新許可		

5. 積替え許可の有無

無

無

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無